

第1回水道スマートメーター推進に関するWG

議事概要

日 時：令和7年10月27日（月） 10:30～12:30

場 所：中央合同庁舎2号館共用会議室1

開催方法：対面＋オンライン会議（teams）

出席者

（座長）	石井 晴夫	東洋大学名誉教授
（委員）	都丸 敦	公益社団法人日本水道協会工務部技術課長
	木暮 昭彦	公益社団法人水道技術研究センター参与
	向本 圭太郎	東京都水道局総務部企画調整課長
	外山 典靖	湖西市環境部上下水道課課長代理
（事務局）	国土交通省水管理・国土保全局水道事業課	

※外山委員はオンライン参加

議 事

- （1）ワーキンググループの設置について
- （2）水道分野のスマートメーターのデータ利活用に関するガイドラインについて

【挨拶】

（筒井水道事業課長）

- 水道事業者が全国に数多くおり、中小の事業者が非常に多い状況であり、人口減少による収入減や、施設の老朽化、経営状態の悪化、さらに人の面では担い手の不足等、そうした問題に直面している。
- この解決策の1つとしてやはりデジタル、新技術の活用ということが考えられ、水道分野のスマートメーターは、自動検針により業務が効率化され、担い手の不足への対策となる。また、取得したデータを活用することで漏水の早期発見や、時間毎の水量の見える化、高齢の親の見守りという福祉的なサービスも期待される。
- 水道事業者により、こうしたデータの利活用の円滑化を図るために、水道分野のスマートメーターのデータ利活用のガイドラインを作成することとした。
- スマートメーターの普及に向け、何卒ご協力を頂きながら本件を進めていきたい。

（石井座長）

- スマート水道メーターの普及促進を図るためには、国の支援はもとより、スマートメーターによるデータの利活用が重要である。
- 電力、都市ガス、LPガスにおいてスマートメーター化が進んでいるが、水道のスマートメーターは地中埋設になっており、通信機能が課題となり遅れているところであり、水道

技術研究センター等で検討を行っている。

- 本ワーキンググループには、東京都水道局、湖西市さん等のスマートメーターに積極的に取り組んで頂いている事業者が参加しており、先進事例を踏まえながら、使い勝手の良いガイドライン作成し、広く活用頂けるような取り組みにしたい。

【議事（１）ワーキンググループの設置について】

- 事務局より資料２を説明
(質問・意見なし)

【議事（２）水道分野のスマートメーターのデータ利活用に関するガイドラインについて】

- 事務局より資料３、資料４を説明
(委員からの現状報告)
- 第２回の WG では New-Smart プロジェクトの機器の調達標準仕様書については、暫定版になる可能性、水道情報活用システムの標準仕様書へのスマートメーター情報の追加については、間に合う予定。
- 東京都は水道局アプリを導入し、お客様が使用水量の推移の見える化、データの使用から見守り機能、漏水の早期発見を実装しており、スマートメーターで取得する１時間毎のデータを災害時や福祉の見守りで活用したいと考えている。
- 湖西市は、令和９年度までの全戸導入に向け動いており、データの利活用についても高齢者福祉部門と一緒に連携しながらフレイル検知の実証実験を行っており、次回、詳細についてはお伝えする。

●論点１

① 水道の使用情報において、どのような情報が個人情報に該当する可能性があるか。

- 水道の使用情報における個人情報については、住居、名前、電話番号、水道の使用量、検針の水量、料金などがある。
- 例えば使用水量と住所情報を渡したとしても、個人情報に当たり得る可能性があると思われるが、どういう組み合わせにおいて個人情報に該当するかについては、法的な確認が必要。
- 「１日の水の動きを知られたくない」と言う方がいらっしゃることも考えられ、１時間毎の水量についても重要に取り扱う必要性。
- 契約約款に基づく基本情報は、個人が特定されストーカー被害等の犯罪に使われる可能性もあり、取り扱いを慎重に行うべき。
- 東京都及び湖西市より、スマートメーターにより取得する個人情報について、基礎情報を提供する。

② 水道の使用情報における利用目的の懸念点について。

- 水道事業以外のほかの分野のデータの利活用は、個人情報の取り扱いが重要。これから全国の水道事業者が得られたデータを活用する時に、ある程度明確にしていくことが必要。
- 福祉や災害時といった時には、水道事業体はデータを提供する側となり、それぞれの活用を行う主体側が対応を行うことが必要。
- 特に福祉部門での活用は、福祉部門側がどのようにして使いたいかの主体性がないと進まない。水道側からの提案よりも、それぞれの分野から「やりたい」という意向が必要。
- 事例集による様々な取組、データ利活用に向けた可能性が見えてくるようなガイドラインとしてほしい。
- 福祉の領域の「見守り機能」については、本人同意という整理になると思うが、福祉部門に連絡が適切に届くことも必要。
- 本人同意の取り方をガイドラインで整理ができれば、災害時や福祉での活用がしやすくなり、自治体がスマートメーターを入れるためのインセンティブになる。
- 水道使用者と契約者が違う場合があり、すべての同意を取ることは難しい。
- ガイドラインについて確認するが、あくまでもデータの利活用というところで、データの利活用に絞っているが、スマート水道メーターを水道事業に導入することによって、水道事業へのメリットについても、併せて示していくべき。
- 福祉部門で利活用する場合、水道料金でスマートメーターを設置するというのではなくて、一般会計の予算である一部を補填する考えもある。
- 具合が悪くなった時に、水道のスマートメーターを通じてセンターの方に救急車の要請や、健康回復のための支援をお願いするなど、医療関係とも関連していく可能性。
- 安否の確認だけなのであれば、使用をしている、していないという情報のみを、個人情報を加工して1年程度把握することで、異常判定ができる可能性。
- 見守りについては、独居世帯で遠くに離れている親族へ「水の不使用」をメールでお知らせすることによって安全が確保されることから、個人情報の問題もあり、申込を頂いた方にサービスを提供するやり方がこれから必要。
- 水道は特に、水道光熱の中では個人の生活、ライフスタイルを把握されてしまう可能性がある。電気においても利活用が思うように進んでいない状況。
- 政府より 2050 年には1千万人の独居老人が発生するというような発表があり、スマートメーターにより安否確認ができる可能性があるが、「個人情報を把握されるのは嫌だ」という世帯もあり、非常に難しい。
- 災害時に水道の使用状況により、空き家であることが分かり、空き巣が入ることも懸念。
- 事務局回答
 - ・ガイドラインへ、水道事業に資するデータ利活用と、水道事業の目的外の利活用の双方

の事例を掲載していく。

- ・水道での個人情報の範囲が明確ではないため、まず、スマートメーターから入手する情報がどういった範囲になるかというところを確認する必要性。
- ・将来的な展望は期待できるものの、まずは基本的なところを今回のガイドラインでは取りまとめていきたい

③ 学術研究機関等へのデータ提供における懸念点について。

- フレイル状態を把握するにあたり、学術機関との連携が必要ということで、データの利活用が個人情報保護の目的外利用であるかの判断が非常に難解。
- フレイル検知については、本人同意を得ていたが、安全側とするため個人情報に当たる住所、名前を削除し学術機関に渡している。実際に対象者の方の健康状態を確認する調査についても、改めて参加の同意を頂いた方から参加の希望を得て対応。
- 学術目的で個人情報を加工すればデータ利活用できるかというところ。
- アカデミックな分野は情報に対する認識が甘いこともあり、学術論文をオープンにしたあとで、しまったと言うことがある。
- 事故や問題の指摘が外部から発生しており、学生、発表者、教員サイドが指摘も受けている事例もあり、慎重な対応が必要。

④ 災害時のデータ提供における懸念点について。

- 災害対策基本法で生命財産に関する場合には使える規定があるが、これのみを根拠として活用していくのは、自治体側にリスクがある。例えば、電気事業では、災害時の電力スマートメーターの活用に関するマニュアルで予め本人同意が不要な場合を整理している。
- 水道事業においても、今回作られるガイドラインで、災害時に水道スマートメーターのデータを活用するための論点を国のほうで整理がされれば、データが使いやすくなる。
- 災害時における業者への情報提供は最低限である必要性。
- 災害時の利活用では、将来的には依頼や回答で水道側が持っているデータに必要な部署がアクセスできるようなシステムの改修なども必要。
- そのシステムの改修は水道料金で賄うべきなのか、それは一般会計側や、それを求める側に一部負担を求めるなどについて将来的に検討する必要性。

●論点 2

- スマートメーターの価格を口径別に区切って整理をしているが、値段の開きが大きく平均などの統計は大きな意味を持たない可能性。
- 例えば分離型、アタッチメント方式、超音波、電磁式などで整理してみてもどうか。
- キャリアを使って 1 時間値を取るというようなやり方、メーターにアタッチメントで付けてカメラで読み取って 1 日に 1 回送るというようなやり方、データの粒度、通信の仕

方、いろいろな組み合わせがあり、一目でわかるよう整理してほしい。

- やはり競争性の確保というところが非常に重要なと思います。スマートメーターの実証を1社の企業に依頼し、その後1社独占でベンダーロックのようなかたちでかかってしまうと、高い費用を払い続ける必要が出てくるというところ。本格実装期にはその競争性をいかに担保しつつ導入をしていくかという論点もほしい。
- 共同検針は有効だとは思いますが、電気の場合には競争性がなく、技術的にも価格的にも電気事業者の提案通りのものを使わなければならないため、何か標準的なものがあれば出てくればいいかなと思っています。
- 通信の成功率は、通信回数、通信方法も通信事業者のキャリアや、電気のインフラに乗せる等のやり方があるので、整理する必要性。
- スマートメーターがある一定のところまで普及するまで、今回のような調査を定期的の実施してほしい。

●論点3

- 自治体ごとの状況がすごく分かる非常に大事な資料。
- 導入状況と導入後にできることをセットとし、水道スマートメーターを入れると水道事業においては見える化、見守り、漏水検知、災害や、高齢者の福祉の見守りに活用できるということをアウトプットしてほしい。
- 導入状況とガイドラインをぜひリンクさせるかたちでここに書いてある内容を実現するために、それはシステム上だけで入れればいい話はそれで終わりだと思いますし、自治体側で論点整理が必要なものについては、そのように書いた上で情報を整理して頂けると、一層この導入状況の内容が理解しやすくなるのかなと思います。
- ガイドラインを公表後、ある程度の期間が来たらこの事例を見直ししてほしい。